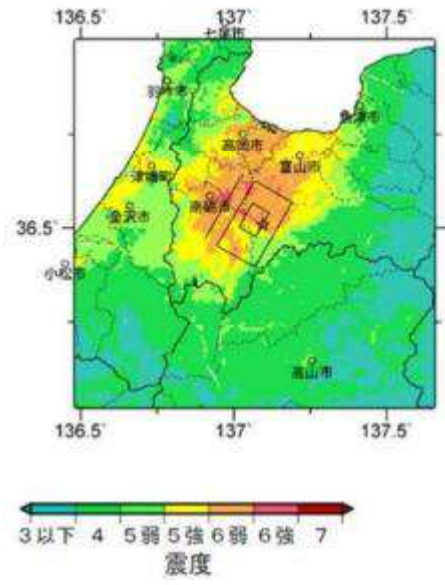
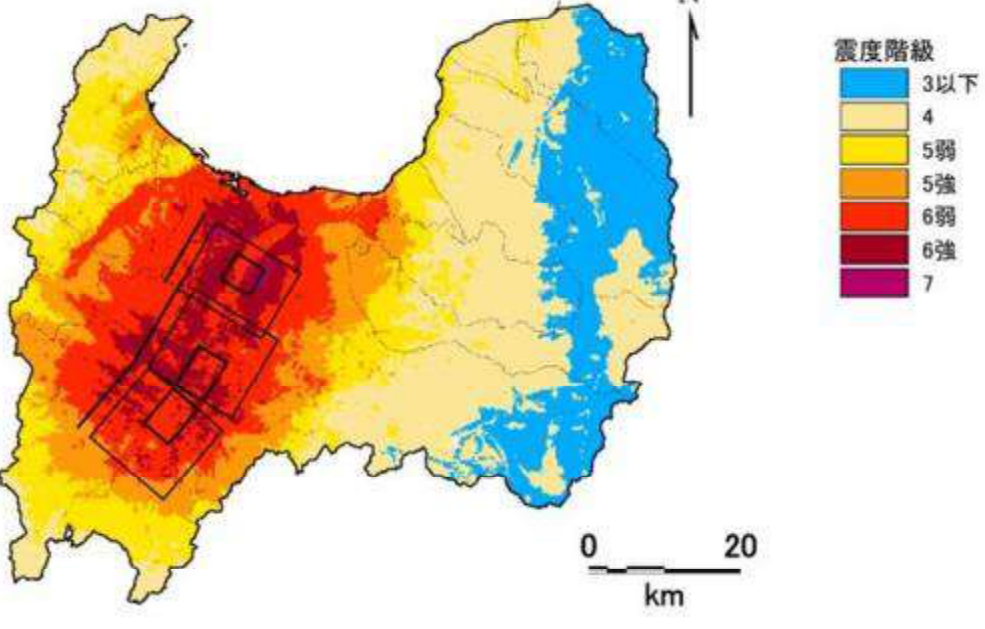
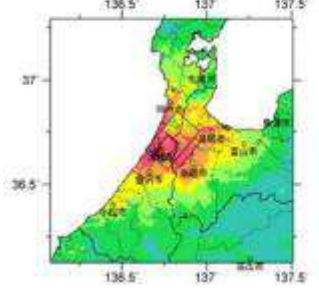
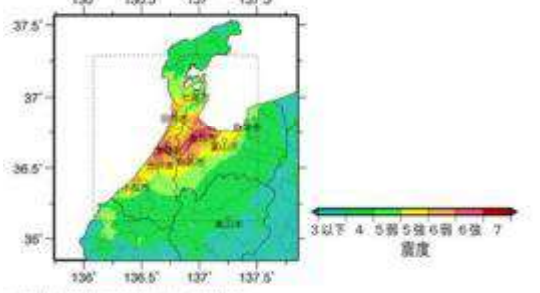
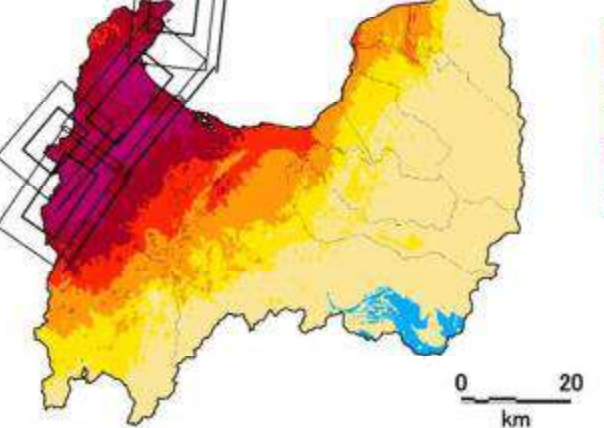
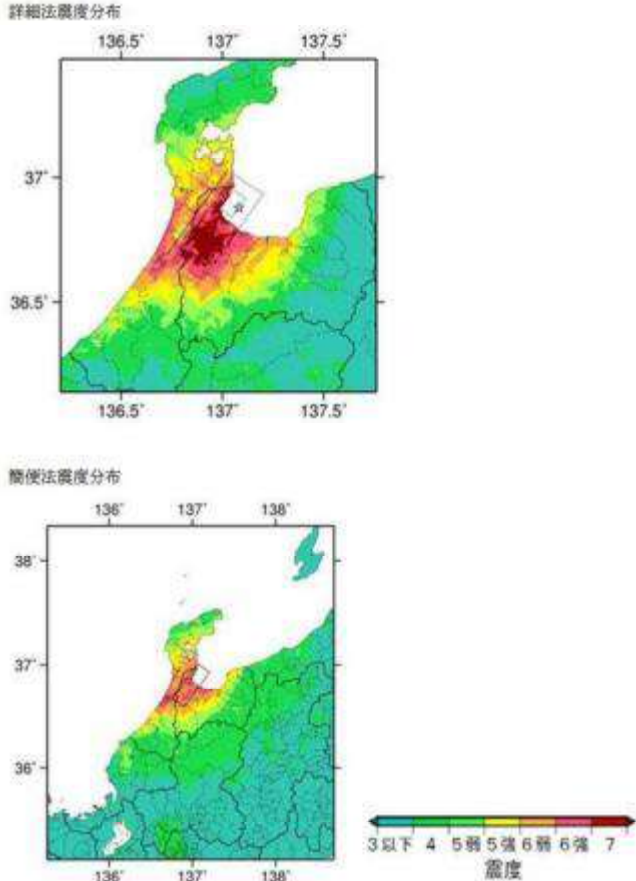
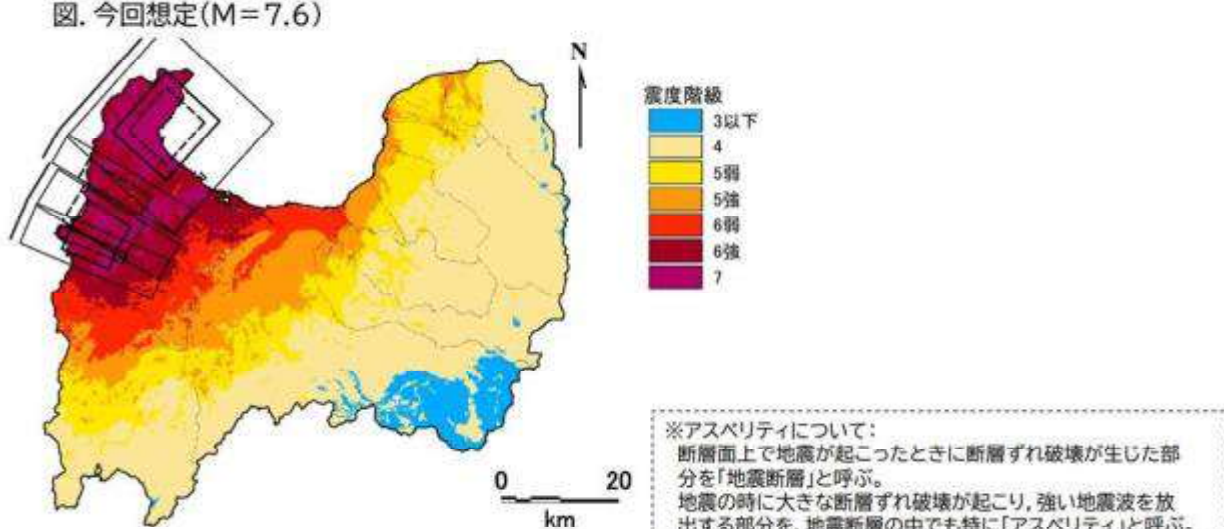


修正箇所・＜頁＞	旧	新	備 考
第 1 章 第 3 節 震度分布図 砺波平野断層帯東部 ＜旧 P24＞	震度分布図（砺波平野断層帯東部） ○ 詳細法震度分布  ※図中の波線範囲は詳細法による解析範囲	砺波平野断層帯東部（高清水断層）＋射水断層 図. 今回想定(M＝砺波平野断層帯東部7.0、射水断層6.3)  ✓ 震度のポイント → 富山市、砺波市、南砺市、射水市の一部地域に震度7が分布。	地震被害想定 結果を踏まえた 修正
第 1 章 第 3 節 震度分布図 砺波平野断層帯西部 ＜旧 P25＞	震度分布図（砺波平野断層帯西部） 詳細法震度分布  簡便法震度分布  ※図中の波線範囲は詳細法による解析範囲	七尾湾東方断層帯＋飯田海脚南縁断層帯＋高岡断層＋砺波平野断層帯西部 図. 今回想定(M＝七尾湾東方断層帯(大泊鼻区間)7.3、(城ヶ崎沖区間)7.0、飯田海脚南縁断層7.3、高岡断層7.1、砺波平野断層帯西部(法林寺断層)7.0、(石動断層)6.9)  ✓ 震度のポイント → 氷見市、高岡市、小矢部市、砺波市、南砺市、射水市に震度7が広く分布。 ✓ H29被害想定との比較 → H29被害想定では、砺波平野断層帯西部(法林寺断層＋石動断層)を対象。 → 今回調査では、上記に加えて七尾湾東方断層帯、飯田海脚南縁断層、高岡断層を含めた断層の連動ケースを想定。 → 新たに高岡断層を対象に加え、法林寺断層と石動断層がほぼ同時に震源断層になるように設定したため、全体の震度が大きくなった。	地震被害想定 結果を踏まえた 修正

修正箇所・＜頁＞	旧	新	備 考
第1章 第3節 震度分布図 呉羽山断層帯 ＜旧 P26＞	震度分布図（呉羽山断層帯）	呉羽山断層帯 図. 今回想定(M=7.4) ※アスベリティについて: 断層面上で地震が起こったときに断層ずれ破壊が生じた部分を「地震断層」と呼ぶ。 地震の時に大きな断層ずれ破壊が起こり、強い地震波を放出する部分を、地震断層の中でも特に「アスベリティ」と呼ぶ。 ○地震本部の長期評価による手法: 断層を1つの区間とし、端と端を直線でつないで断層長さを読みとる。 ○今回県調査による手法: 地表に出ている断層線を複数の区間に分けて読み取り、その各区間の断層長さを足し合わせて全体の断層長さを読み取る。 ✓ 震度のポイント → 富山市、射水市、高岡市に震度7が広く分布。 ✓ H23被害想定との比較 → 断層の地表位置(地表トレース)を見直した(断層の上端をできるだけ地表の活断層線に合わせるために震源断層を4つに分割したことや、これに伴いアスベリティ位置がより南へ移動したこと、富山平野特有の地盤状況により、H23被害想定に比べ、富山市や射水市では、震度7が広く分布。	地震被害想定 結果を踏まえた 修正
第1章 第3節 震度分布図 森本・富樫断層帯 ＜旧 P27＞	震度分布図（森本・富樫断層帯）	森本・富樫断層帯 図. 今回想定(M=7.3) ※アスベリティについて: 断層面上で地震が起こったときに断層ずれ破壊が生じた部分を「地震断層」と呼ぶ。 地震の時に大きな断層ずれ破壊が起こり、強い地震波を放出する部分を、地震断層の中でも特に「アスベリティ」と呼ぶ。 ○地震本部の長期評価による手法: 断層を1つの区間とし、端と端を直線でつないで断層長さを読みとる。 ○今回県調査による手法: 地表に出ている断層線を複数の区間に分けて読み取り、その各区間の断層長さを足し合わせて全体の断層長さを読み取る。 ✓ 震度のポイント → 小矢部市、南砺市の一部地域に震度7が分布。 ✓ H29被害想定との比較 → 断層の地表位置(地表トレース)を見直した(断層の長さ26km→30kmに設定など)ことや、これに伴いアスベリティ位置が北へ移動した(小矢部市・南砺市境界部の南西端付近)ため、小矢部市及び南砺市の境界付近では震度が大きい。	地震被害想定 結果を踏まえた 修正

修正箇所・＜頁＞	旧	新	備 考
第 1 章 第 3 節 震度分布図 邑知潟断層帯 （ケース 4） ＜旧 P28＞	震度分布図（邑知潟断層帯（ケース 4））  詳細法震度分布 簡便法震度分布 ※図中の波線範囲は詳細法による解析範囲	邑知潟断層帯  図. 今回想定(M=7.6) 震度階級 3以下 4 5弱 5強 6弱 6強 7 ※アスぺリティについて： 断層面上で地震が起こったときに断層ずれ破壊が生じた部分を「地震断層」と呼ぶ。 地震の時に大きな断層ずれ破壊が起こり、強い地震波を放出する部分を、地震断層の中でも特に「アスぺリティ」と呼ぶ。 ✓ 震度のポイント → 氷見市、高岡市、砺波市、小矢部市、射水市に震度7が分布。 ✓ H29被害想定との比較 → 断層幅を広く設定(18km→28km)したことにより、震源断層面が増加したこと、これに伴いアスぺリティ位置が西へ移動(氷見市側へ)したため、氷見市西部の震度は大きい。	地震被害想定 結果を踏まえた 修正
第 2 章 第 2 節 ＜旧 P39＞	3 都市計画【都市整備課／農地林務課／上下水道課／砺波消防署】	3 都市計画【都市整備課／ <u>（削除）</u> ／上下水道課／砺波消防署】	時点修正
第 2 章 第 3 節 ＜旧 P45＞	第 2 ライフライン施設の安全性の強化 （追加） 1 上水道施設の整備【上下水道課】 2 下水道施設の地震災害予防対策【上下水道課】 3 電力施設の整備【北陸電力（株）となみ野営業所／北陸電力送配電（株）となみ野配電センター】 4 通信施設の整備【NTT 西日本（株）富山支店／株式会社 N T T ドコモ北陸支社】 5 L P ガス設備の整備【（一社）富山県エルピーガス協会砺波支部】	第 2 ライフライン施設の安全性の強化 <u>1 災害用防災井戸の整備【総務課】</u> <u>市は、所管施設の既存井戸を応急用の生活用水（飲料を除く）として活用できるようにし、災害時の水源の確保を図るものとする。</u> <u>(1) 公共施設における代替水源の確保と機能強化</u> <u>指定避難所等の公共施設に設置されている既設井戸について、災害時の代替水源として有効活用するため、既存電気施設を改修した応急給水栓の設置や、停電時でも揚水可能な手押しポンプの設置など、防災機能を強化するための整備を計画的に推進する。</u> <u>2 上水道施設の整備【上下水道課】</u> <u>3 下水道施設の地震災害予防対策【上下水道課】</u>	防災基本計画 の改正

砺波市地域防災計画新旧対照表（地震災害編）

修正箇所・＜頁＞	旧	新	備 考
		<u>4</u> 電力施設の整備【北陸電力（株）となみ野営業所／北陸電力送配電（株）となみ野配電センター】 <u>5</u> 通信施設の整備【NTT 西日本（株）富山支店／株式会社N T T ドコモ北陸支社】 <u>6</u> L P ガス設備の整備【（一社）富山県エルピーガス協会砺波支部】	
第 2 章 第 3 節 ＜旧 P46＞	1 上水道施設の整備【上下水道課】 (1) 緊急時対策 <u>（追加）</u>	1 上水道施設の整備【上下水道課】 (1) 緊急時対策 <u>カ 上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努める。</u>	防 災 基 本 計 画 の 改 正
第 2 章 第 3 節 ＜旧 P48＞	2 下水道施設の地震災害予防対策【上下水道課】 (4) 応急復旧のための体制整備 応急対策を同時又は段階的に、実情に応じて円滑に遂行するため、平時から諸体制を確立し整備する。 <u>（追加）</u>	2 下水道施設の地震災害予防対策【上下水道課】 (4) 応急復旧のための体制整備 応急対策を同時又は段階的に、実情に応じて円滑に遂行するため、平時から諸体制を確立し整備する。 <u>また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める。</u>	防 災 基 本 計 画 の 改 正
第 2 章 第 4 節 ＜旧 P56＞	4 業務継続体制の確保 市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の確保に努めるものとする。 <u>（追加）</u>	4 業務継続体制の確保 市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の確保に努めるものとする。 <u>県及び市は、国と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努めるものとする。</u> <u>市は、国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討するものとする。</u>	防 災 基 本 計 画 の 改 正
第 2 章 第 4 節 ＜旧 P57＞	6 相互応援体制の整備【総務課／消防本部】 (1) 地方公共団体間の相互応援 市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体から人員・物資の支援や <u>廃棄物処理等</u> の協力が速やかに得られるように相互応援協定の締結に努めるものとする。	6 相互応援体制の整備【総務課／消防本部】 (1) 地方公共団体間の相互応援 市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体から人員・物資の支援や <u>災害廃棄物処理等</u> の協力が速やかに得られるように相互応援協定の締結に努めるものとする。	防 災 基 本 計 画 の 改 正

砺波市地域防災計画新旧対照表（地震災害編）

修正箇所・＜頁＞	旧	新	備 考
第 2 章 第 4 節 ＜旧 P58＞	第 1 防災活動体制の整備 <u>10（追加）</u>	第 1 防災活動体制の整備 <u>10 復興事前準備の実施</u> <u>県及び市は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努めるものとするとし、国は、これを推進するものとする。</u>	防災基本計画 の改正
第 2 章 第 4 節 ＜旧 P60＞	1 災害廃棄物の発生への対応 （略） 民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。 <u>（追加）</u>	1 災害廃棄物の発生への対応 （略） 民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。 <u>県及び市は、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。</u>	防災基本計画 の改正
第 2 章 第 5 節 ＜旧 P68＞	(2) 指定避難所における施設、設備の整備 ア 指定避難所又はその近傍で、 <u>水、食料、非常用電源、常備薬、マスク、消毒薬、生理用品、段ボールベット、パーティション、炊出し用具、毛布、暖房用器具等避難生活に最低限必要な物資、資機材の整備を図る。</u> なお、備蓄物質の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するよう努める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。	(2) 指定避難所における施設、設備の整備 ア 指定避難所又はその近傍で、 <u>快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に 1 回、広く住民に公表するほか、飲料水兼用耐震性貯水槽や備蓄倉庫、L P ガス設備等の整備に努めるとともに、ベッド、パーティション、テント等を避難所開設当初から円滑に設置できる体制の整備に努めるものとする。</u> この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、 <u>想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低 3 日間、推奨 1 週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。</u> なお、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するように努める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。	防災基本計画 の改正
第 2 章 第 5 節 ＜旧 P73＞	第 4 飲料水、食料及び生活必需品の確保 県及び市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に <u>物資調達・輸送調整等支援システム</u> を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。 <u>（追加）</u>	第 4 飲料水、食料及び生活必需品の確保 県及び市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に <u>新物資システム（B－P L o）</u> を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。 <u>県及び市は、新物資システム（B－P L o）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。</u>	防災基本計画 の改正

砺波市地域防災計画新旧対照表（地震災害編）

修正箇所・＜頁＞	旧	新	備 考
第 2 章 第 6 節 ＜旧 P86＞	第 3 防災訓練の実施【総務課／関係機関】 4（追加）	第 3 防災訓練の実施【総務課／関係機関】 4 <u>防災関連システムの利活用促進や操作習熟</u> <u>国、県及び市は、各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努めるものとする。</u>	防災基本計画 の改正
第 2 章 第 7 節 ＜旧 P91＞	第 1 活断層に関する調査研究【総務課】 <u>（追加）</u>	第 1 活断層に関する調査研究【総務課】 <u>令和 7 年 6 月には日本海中部（近畿地域・北陸地域北方沖）の海域活断層の長期評価が公表され、海域活断層の位置・形状やそこで発生する地震の規模、地震の発生確率に関する情報等が公表された。</u>	令和 7 年 6 月 に「日本海中部 の海域活断層 の長期評価 （第一版）—近 畿地域・北陸地 域北方沖—」に て公表
第 3 章 第 2 節 ＜旧 P159＞	第 1 5 避難所の設置・運営 7 避難所を開設したときは、開設状況を速やかに市（災害対策本部）に連絡する。また、避難所の混雑状況などが住民にわかるよう適切な媒体を用いて広報するものとする。 市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。	第 1 5 避難所の設置・運営 7 避難所を開設したときは、開設状況を速やかに市（災害対策本部）に連絡する。また、避難所の混雑状況などが住民にわかるよう適切な媒体を用いて広報するものとする。 市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所 I D を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。	防災基本計画 の改正
第 3 章 第 2 節 ＜旧 P166＞	5 下水道施設【上下水道班】 (1) 応急復旧対応 イ 応急復旧計画の策定 被害状況の調査及び点検資料等に基づき、応急復旧計画を遅滞なく策定する。 なお、策定にあたっては、①応急復旧の緊急度、② <u>応急復旧工法</u> 、③応急復旧資材及び作業員の確保、④設計及び監督技術者の確保、⑤復旧財源措置等を考慮する。	5 下水道施設【上下水道班】 (1) 応急復旧対応 イ 応急復旧計画の策定 被害状況の調査及び点検資料等に基づき、応急復旧計画を遅滞なく策定する。 なお、策定にあたっては、①応急復旧の緊急度、② <u>応急復旧工法（仮設ポンプや合併処理浄化槽の検討を含む）</u> 、③応急復旧資材及び作業員の確保、④設計及び監督技術者の確保、⑤復旧財源措置等を考慮する。	防災基本計画 の改正
第 3 章 第 2 節 ＜旧 P167＞	5 下水道施設【上下水道班】 (2) 他部局との連携 応急復旧にあたっては、関係する各班と協議を行い、他のライフライン施設の応急復旧と整合した効率的な復旧を図る。 特に、上水道施設と下水道施設の復旧は、 <u>（追加）</u> 相互に復旧進捗状況を確認するなど整合性を保ちながら進めるものとする。	5 下水道施設【上下水道班】 (2) 他部局との連携 応急復旧にあたっては、関係する各班と協議を行い、他のライフライン施設の応急復旧と整合した効率的な復旧を図る。 特に、上水道施設と下水道施設の復旧は、 <u>上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとし、</u> 相互に復旧進捗状況を確認するなど整合性を保ちながら進めるものとする。	防災基本計画 の改正

砺波市地域防災計画新旧対照表（地震災害編）

修正箇所・＜頁＞	旧	新	備 考
第 3 章 第 2 節 ＜旧 P168＞	第 2 ライフライン施設の応急復旧 2 電力 （１） 初動活動体制（北陸電力、北陸電力送配電） ア 非常災害体制の発令 （ア）震度 6 弱以上の地震が県内に発生した場合、 <u>自動的に非常体制に入り</u> 、本店に総本部、支店・支社に本部、支店支社の各部所に支部を設置する。 （イ）震度 4 ～ 5 強の地震発生にあたっては、被害状況により体制の発令を行う。 （ウ）従業員は非常災害時の「従業員行動指針」に基づき出勤する 震度 6 弱以上・・・本店・被災支店・支社の非常災害対策要員は、 <u>所属する本部、本（支）部に出勤</u> 震度 4 ～ 5 強・・・被害の状況により出勤 （２） 社外応援体制 被害状況に基づき ア メーカー、施工者、関係会社等の非常呼出しを行い、応急復旧を依頼する。 イ 他電力会社の応援が必要な場合は、 <u>中央電力協議会を通じて資機材・役務の融通を依頼する。</u>	第 2 ライフライン施設の応急復旧 2 電力 （１） 初動活動体制（北陸電力、北陸電力送配電） ア 非常災害体制の発令 （ア）震度 6 強以上の地震が県内に発生した場合、 <u>本店ならびに店所およびその他事業所等は、自動的に非常災害体制に入り、すみやかに</u> 、本店に総本部、支店・支社に本部、支店支社の各部所に支部を設置する。 （イ）震度 4 ～ 6 弱の地震発生にあたっては、被害状況により体制の発令を行う。 （ウ）従業員は非常災害時の「従業員行動指針」に基づき出勤する 震度 6 強以上・・・ <u>本店および支店・支社、所等の非常災害対策要員は、所属する総本部、本（支）部に出勤し、非常災害対策要員以外の従業員は、原則として所属する事業所へ参集</u> 震度 4 ～ 6 弱・・・被害の状況により出勤 （２） 社外応援体制 被害状況に基づき ア メーカー、施工者、関係会社等の非常呼出しを行い、応急復旧を依頼する。 イ 他電力会社の応援が必要な場合は、 <u>電気事業法に基づき一般送配電事業者 10 社が連名で国に届け出した「災害時連携計画」に基づき、資機材・役務の応援を要請する。</u>	防災危機管理 規程の見直し に伴う修正（北 陸電力）